

池田町要領第6号

池田町ホームページ広告掲載に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、池田町広告掲載要綱（平成18年池田町要綱16号）に基づき、池田町（以下「町」という。）が作成する池田町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集及び掲載)

第2条 広告の募集は、町ホームページから行うものとする。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定により募集する。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告を掲載する位置及び掲載数は、町ホームページのトップページ上で、町が指定する掲載位置及び掲載数とする。

(広告掲載の順序)

第4条 掲載数に対して複数の広告申し込みがあった場合は、第8条に定める池田町ホームページ広告掲載申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）の提出があった先着順に、左上より順に掲載するものとする。

(広告掲載の表現)

第5条 町ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができないこととする。

ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「注意」「警告」などの警告をあらわすもの）

ウ ラジオボタン（選択できるようなもの）

- エ テキストボタン（入力できるように見えるもの）
 - オ プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）
- (2) GIF アニメーションの使用 GIFアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないため、次のとおりとする。
- ア コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
 - イ バナー広告の画像の大部分の領域が切り換るものは、切り換る間隔を2秒以上とする。
 - ウ その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。
- (3) 町ホームページとの区別 閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が町の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用することを禁止する。
- (4) 色調 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- (5) 解像度 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（広告の規格）

第6条 広告を掲載するための規格は、次のとおりとする。

大きさ 縦60ピクセル 横234ピクセル

形式 GIF（アニメーション可）・JPEG

容量 100KB以内

（広告の掲載料金及び掲載期間）

第7条 掲載料金は、1枠につき月額5,000円に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

2 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1か月単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、広告の掲載可能枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

4 掲載期間には、維持管理等のため、ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告掲載の申請及び広告掲載の決定)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、申請書を町に提出しなければならない。

2 町は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、池田町ホームページ広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、広告主に通知するものとする。

3 広告掲載の決定を受けた広告主は、町が指定した期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、広告主の自己の負担により作成するものとし、町が指定した期日までに提出するものとする。

2 町は、提出のあった広告原稿が適当でないと判断した場合は、広告主に対し広告原稿又はリンク先とコンテンツ内容の変更を求めるものとする。

3 次に掲げる区分に応じた市町村税（特別区民税を含む。）完納証明書（申込みの日3月以内に発行されたものに限る。）

(1) 町に納税がある場合 町が発行するもの

(2) 町に納税がない場合 本社等所在地の自治体が発行するもの

(広告掲載の変更・継続・廃止)

第10条 広告主は、広告内容、リンクの変更及び掲載の廃止を行う場合は、池田町ホームページ広告掲載（変更・継続・廃止）申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

2 町は、前項の規定による申請を受けて、これを認めた時に、掲載した広告掲載の変更、継続、廃止するものとする。なお、広告掲載を継続する時は、町が指定する期日までに広告掲載料を納付することとする。また 廃止する場合の残りの広告掲載料に関しては、返還しないものとする。

3 広告主から、広告掲載満了日迄に継続又は廃止申請がない場合は、広告

掲載を廃止するものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第11条 町は、次のいずれかに該当する場合には、広告掲載の決定取り消し及び掲載中の広告を、削除若しくは一定期間を中止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告原稿又はリンクの変更の求めに応じなかった場合
- (4) 町ホームページの広告及びリンク先のページ内容が不適當であると判断した場合

2 町は、前項の規定により広告を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一定期間を中止した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。また、既納の広告掲載料は、返還しないこととする。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載の決定後又は開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、既納の広告掲載料を返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載できなくなつた場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料を返還する。

3 広告掲載期間中、次に掲げる理由により町ホームページ運営を一時停止(連続して30日以上の場合は除く。)した場合の広告掲載料は返還しないものとする。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(広告主の責務)

第13条 広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての内容について、広告主が一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において責任を負うものとする。
- 4 広告主は、第8条第2項の規定により決定を受けた町ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 5 広告主は、町税等を完納していなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。